

日本労働総同盟綱領

- 一、我等は團結の威力と相互扶助の組織とを以て經濟的福利の増進並に知識の啓發を期す。
- 二、我等は斷乎たる勇氣と有効なる戰術とを以て資本家階級の抑壓迫害に對し徹底的に闘争せん事を期す。
- 三、我等は労働者階級と資本家階級とが兩立すべからざる事を確信す。我等は労働組合の實力を以て労働者階級の完全なる解放と自由平等の新社會の建設を期す。

同 主張

- 一、八時間労働及一週四十八時間制度の實施。
(但し鑛山労働者の坑内労働は坑口交代六時間一週三十六時間とす)
- 二、同一労働に對し賃銀差別撤廢。
- 三、最低賃銀の設定。
- 四、臨時雇傭及日雇制反對。
- 五、夜業の廢止。
- 六、治安警察法、治安維持法撤廢。
- 七、メーデーに全國的休業。
- 八、經濟的行動の全國的協力。

日本労働総同盟歌

一、
 起てよ日本の労働者 時は來れり
 因襲の夢より醒めて 黎明に輝く
 組合旗の下に立て 資本專制の世打ち破りて
 正義と愛の社會をもたらせ
 (折返し)
 あゝ團結の威力もて進め進め
 未來は我等がものぞ

二、
 苦闘茲に十餘年 起てり總同盟
 光輝ある其の歴史 汗々たるその前途
 戦士の任亦重し 浮城輕佻の議打ちりぞけて
 毅然と歩む 大業の行く道
 (折返し)
 三、
 見よや世界に滿ち渡る 同志の威力を
 同じ理想を掲げ 己が持場に就き
 我等も亦戦わん 憂きと喜びを共にわかつ
 堅き友誼の綱に結ばれて
 (折返し)